



南阿蘇ビジターセンター 阿蘇野草園だより



●ヒヨドリ

阿蘇野草園周辺で、年間通して一番よく見ることが出来る身近な鳥です。

大きさはハトよりやや小さく、細く、全体に灰色で尾羽が長く、先が広がっています。飛び方も波状飛行といって、数回はばたいて、滑空することを繰り返す特徴ある飛び方です。名前は鳴き声の「ヒーヨ、ヒーヨ」から、きています。

雑食性ですが、冬にツバキやサザンカの蜜を吸ってくちばしの周りを黄色い花粉で、お化粧したような顔を見ることがあります。あるいは庭先のナンテンやヒイラギの実を好んで食べたり、トンボなどの昆虫を食べたり、とても食欲旺盛な鳥です。

顔は一見、「こわもて」ですが、意外と気が弱く、小さな鳥に追われるシーンも見かけられます。

自然観察会

実施予定日：12月21日(日) 午前10時～
場 所：南阿蘇ビジターセンター

☎ 南阿蘇ビジターセンター ☎ 0967-62-0911



【写真提供】増田 泰夫さん(阿蘇地区パークボランティア)

人にやさしいまちの実現に向けて ～互いの人権を尊重し、支え合うことから～



人権尊重の社会づくりに向けて

(1) 「人権」をめぐる世界の動き

12月は、「人権」に関する「〇〇デー」が多く設けてあります。例えば、「世界エイズデー」(1日)、「国際障がい者デー」(3日)、「世界人権デー」(10日)がそれにあたります。国や地方公共団体、関係団体等においては、人権啓発に関する取組が、これらの日を中心とした週間の行事として積極的に実施されています。

世界人権宣言には、人権は世界における自由、正義、平和の基礎であり、全ての人々が人権と基本的自由を享受する上で平等である、という普遍的な人権についての原則が明示されています。しかし、世界に目を転じてみると、ウクライナやパレスチナ・ガザ地区では、「殺りくと破壊」が今なお繰り返されています。

私たちは、世界の人と共に、「人権の尊重と擁護が国を越えた共通の課題であること」を再認識し、その実現に向けて絶え間ない努力を傾注していく必要があります。

(2) 「人権」が意味するもの

「人権とは何か」と聞かれると、多くの方は、一部の人々に対する「差別の問題」として捉え、自分には関係がないと考えがちです。しかし、人権は「誰もが生まれながらにして持っている基本的な権利」であり、誰もが自分らしく幸せに生きる権利とも言えるでしょう。「着る」「食べる」「住む」が満たされ、健康であり、生命や身体が守られ、自由に発言できるといった、全ての人の日常生活に関わるものとし

て捉える必要があります。

自分が権利を享有する主体であると同様に、他の人にも権利があることを意識し、互いに尊重し合うことが「人権を尊重する」ことにつながるのです。

(3) 今年1年を振り返って

2025年も残り1か月、1年の締めくくりの月となりました。皆様にとって今年はどういう年だったのでしょうか。物価高や酷暑等で、まずは毎日のくらしを心配する日々であったかと思います。しかし、そのような中においても、町民の皆様におかれては、

- 自分や他の人々の尊厳を大切にする
- 多様性を認める「共生の心」を養う
- 物事を人権の視点で捉え、自分の事として考え、行動できる

(高森町人権教育・啓発第3次基本計画(R7.3月)より)

といった、「自分の人権を守ると共に他者の人権を守る」行動をとってこられたことと思います。

これからも引き続き、互いの人権を尊重し、みんなが幸せに、安心して自分らしく生きることができる社会の実現をめざしていきましょう。

☎ 教育委員会 地域人権教育指導員
☎ 0967-62-0227